

J F X株式会社

取引説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)

1. 店頭外国為替証拠金取引（「MATRIX TRADER」）

「MATRIX TRADER」とは、インターネット環境で行う店頭外国為替証拠金取引の名称です。店頭外国為替証拠金取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金（想定元本）の受渡を伴わず、買った通貨を転売もしくは売った通貨を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭外国為替証拠金取引により生じる損益は、以下のとおりです。

(1) 売買差損益金

安（高）く買った通貨を高（安）く転売または高（安）く売った通貨を安（高）く買戻すという売買による差益（損）。

(2) スワップ

未決済ポジション 1 取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利（低金利）通貨を買って低金利（高金利）通貨を売ること、金利差相当額を得る（支払う）ことによる利益（損失）。

2. 口座開設基準

店頭外国為替証拠金取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。

(1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。

(2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。

(3) 店頭外国為替証拠金取引の「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」・「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「約款(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「取引説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「リスク説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「必要証拠金一覧表(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「信託保全説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」（以下、「契約締結前交付書面」といいます。）の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。

(4) ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

(5) システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。

(6) 店頭外国為替証拠金取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。

3. 口座開設までの流れ

(1) 契約締結前交付書面をお読みください。

(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。

(3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を専用フォーム、郵送、FAX または添付メールにてお送りいただきます。

(4) 当社における口座開設の可否を審査の上、「MATRIX TRADER」口座専用のログイン ID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。

(5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）⑥パスポート⑦個人番号カード（表面）等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から 6 ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。また、お送りいただく前に次の 2 点をご確認いただき、該

当する場合、当該箇所を黒く塗りつぶし、判読できない状態にしてください。なお、塗りつぶされていない等の場合、当社にて判読できない状態にいたします。

- ・本籍地の情報（ただし、運転免許証の住所が本籍地と同上となっている場合を除きます。）
- ・基礎年金番号（年金手帳を本人確認書類としてお送りいただく場合）

※個人番号を確認できる書面とは、通知カード、個人番号が記載された住民票、個人番号カード（裏面）をいいます。

4. 取引チャネル

お客様の注文は PC または携帯電話等のインターネット端末を介してのみ受け付けいたします。「MATRIX TRADER」へは当社ホームページよりログインしていただけます。電子メールや FAX、電話での口頭による注文は原則として受け付けておりません。

5. システム概要 MATRIX TRADER をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページにてご確認ください。

6. 取引時間

- ・米国東部標準時間採用時

日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から土曜日午前 6 時 00 分

- ・米国東部夏時間採用時

日本時間 月曜日午前 6 時 00 分から土曜日午前 5 時 00 分

ただし、日締め作業のため、日本時間午前 7 時 00 分（米国東部夏時間採用時は午前 6 時 00 分）前後に通信が切断されますので、再ログインを行ってください。（日締め作業は通常 2～3 分程度ですが、30 分程度メンテナンスを行う場合があります。）

7. 取引日及び決済日

(1) 取引日

土・日曜日及び特定日（全市場の休業日）を除いた全ての日に取引が可能です。

(2) 決済日

外国為替市場の慣行により、取引を行った日（約定日）の翌営業日または翌々営業日となります。

ただし、営業日とは単に日本の営業日のことではなく、日本、米国及び対象通貨国における中央銀行等（ユーロの場合は決済機関）の休日に鑑みて決定されます。

8. ロールオーバー

ロールオーバーとは、自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

9. スワップ

スワップとは、通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のことです。ロールオーバーを行うことによって発生します。「MATRIX TRADER」では、スワップはポジションが決済されるまで有効証拠金に加減算され、ポジション決済後、預託証拠金に加減算されます。通常、高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受取ることになり、逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うこととなります。

10. 通貨ペアの種類

当社で取扱う通貨ペアは、別表 1 をご確認ください。それぞれの通貨ペアの売り付け、買い付けができます。なお、預託証拠金等は日本円のみでの預託となり、全ての通貨ペアにおいて、評価損益は円換算いたします。

11. 1Lot あたりの通貨数量

1Lot あたりの通貨数量は通貨ペア毎に異なります。詳細は別表 1 をご確認ください。

12. 1 回あたりの最大注文可能数量

1 回あたりの最大注文可能数量は、通貨ペア毎に異なります。詳細は別表 1 をご確認ください。なお、外国為替市場の状況等により、予告なく変更する場合があります。

13. 通貨ペア別の保有上限数量

通貨ペア別の保有上限数量は、通貨ペア毎に異なります。詳細は別表 1 をご確認ください。

14. 1 口座あたりのポジション上限数量

1 口座あたりのポジション上限数量は、通貨ペア、1 回の取引数量にかかわらず、1,300 ポジションとなります。

15. 提示レート

(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている 1 通貨単位の ASK レートと BID レートのことをいい、お客様は ASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができます（このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます。）。当社は、カバー先がインターバンク市場の実勢外国為替レートに基づいて提示している為替レートをお客様に提示しております。

また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、通貨ペア等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で配信したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります（このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます。）。なお、MATRIX TRADER のシステム上の呼び値の単位は、別表 1 の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。

(2) 相場急変時に、カバー先から有効な配信レートを受信できない場合は、提示レートの基となるカバー先からのレートがなくお客様への提示レートの配信ができなくなるため、提示レートの配信を停止いたします。また、カバー先から配信レートを受信できている場合でも、インターバンクの実勢を反映した適正なレートを受信できないと当社またはカバー先が判断した場合は、お客様への提示レートの配信を停止することがあります。

また、提示レートの配信が停止している間は、成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止後の相場変動によっては、レート配信停止前とレート配信再開後の提示レートに大幅な差が生じる場合があります。さらにその場合において、逆指値注文、ロスカットの判定および執行は提示レート再開後のレートを基に執行されるため、お客様が指定していたレートと大きく異なるレートで執行される場合があります、お客様の損失が予定損失額を大きく上回る可能性、また預託された資金の元本を大きく上回る損失が発生する可能性があります。

(3) 相場急変時に、前項による提示レートの配信停止後、カバー先から有効な配信レートを受信でき且つそれらのカバー先から受信したレートがインターバンクの実勢を反映した適正なレートであると当社またはカバー先が判断した場合は、お客様への提示レートの配信を再開します。

ただし、提示レート配信再開後においても、カバー先から受信しているレートがインターバンクの実勢を反映したレートではなく適正な提示レートが配信できないと当社またはカバー先が判断した場合は、お客様への提示レート配信の停止を行う場合があります。

16. 約定レート

約定レートとは、注文が執行され、約定したレートのことをいい、18.に定める注文の種類によって、注文の執行時点が異なるため、約定レートの取扱いも異なります。

※大口の成行注文、逆指値注文は、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド（不利なレート）で約定する場合があります。成行注文および逆指値注文が約定を優先する注文であることおよびカバー先がその時々の流動性や為替市場の状態によって取引数量に制限を設ける場合があることに起因するものです。

17. 現在レート

現在レートとは、各時点における最新レートのことをいいます。

18. 注文の種類

(1) 成行注文

・特徴

約定を優先させたい場合に使用する注文です。約定を最優先とするため、レートの指定はできません。

・発注方法

レートは指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。

・注文の執行

当社が注文を受付けた時点で執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(2) ストリーミング注文

・特徴

提示レートで約定させたい場合に使用する注文です。また、提示レートを基準として許容できる一定の範囲（許容スリップ）内のレートで約定させたい場合にも使用する注文です。

・発注方法

許容スリップ、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。許容スリップの指定数値は呼び値の最小変動単位を1として判定します。提示レートで買いたいまたは売りたい場合の許容スリップは0となります。ただし、使用機器のフリーズ等により、提示レートが更新されていない等の理由によって、発注時点における表示レートが最新レートではない場合、提示レートで発注したつもりであっても、提示レートと約定レートは差異が生じる可能性があります。また、新規でストリーミング注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

・注文の執行

当社が注文を受付けた時点で執行し、現在レートで約定します。

・スリッページ

許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定しないため、スリッページすることはありません。許容スリップ1以上の場合、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、許容スリップの範囲内で有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定することはありません。許容スリップ1以上の場合、現在レートが許容スリップの範囲を超えて、約定することはありません。

(3) 指値注文

・特徴

指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。

・発注方法

新規注文の場合、レート、または提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。

・注文の執行

指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。ただし、月曜日の始値（取引開始時に提示されるレート）が指定したレートに達している場合、指定したレートではなく、始値のレートで約定します。

- ・スリッページ

指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。ただし、月曜日の始値（取引開始時に提示されるレート）が指定したレートに達している場合を除きます。

- ・注文の失効

指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、23に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(4) 逆指値注文

- ・特徴

指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行注文で売りたい場合に使用する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。売り注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。

- ・注文の執行

現在レートが指定したレートに達した後、成行注文として執行され、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、23に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(5) トレール注文

- ・特徴

逆指値注文の1つで、トレールストップ（トレールは「追従」、ストップは「逆指値」の意。）ともいい、レートの変動に応じて逆指値を自動的に変更していく注文です。新規で売りたい場合および買いポジションを決済したい場合、発注後の高値から設定したトレール幅の数値分下がった時点の逆指値注文となり、新規で買いたい場合および売りポジションを決済したい場合、発注後の安値から設定したトレール幅の数値分上がった時点の逆指値注文となります。

- ・発注方法

新規注文の場合、提示レートを基準としたトレール幅、数量、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象、トレール幅、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のトレール幅を指定することはできません。

- ・注文の執行

現在レートが指定されたレート（設定したトレール幅とレートの変動によって自動的に変更される逆指値）に達した後、成行注文として執行され、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定されたレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、23に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(6) 時間指定成行注文

- ・特徴

指定した時間に成行注文を発注させたい場合に使用する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レートを指定せず、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、別表 2 に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定成行注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

- ・注文の執行

指定した時間に成行注文が執行され、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(7) 時間指定指値注文

- ・特徴

指定した時間までは指定したレートで約定させたいが、指定した時間までに約定しなければ、成行注文を発注する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レート、または提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか 1 つ、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。別表 2 に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定指値注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

- ・注文の執行

指定した時間までに指定したレートが提示された場合、指値注文が執行し、指定したレートで約定します。指定した時間までに指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

指値注文は、指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

指値注文は、指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行されないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(8) 時間指定逆指値注文

- ・特徴

指定した時間までは指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行注文で売りたいが、指定した時間までに約定しなければ、成行注文を発注する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レート、または提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか 1 つ、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できる

レートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。別表 2 に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定逆指値注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

- ・注文の執行

指定した時間までに現在レートが指定したレートに達した場合、逆指値注文が成行注文として執行し、現在レートで約定します。指定した時間までに現在レートが指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

逆指値注文は、注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

逆指値注文は、指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(9) IF-DONE (イフダン) 注文

- ・特徴

新規注文とそれに対する決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規 (IF) の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済 (DONE) の注文の種類は、指値注文、逆指値注文（トレール注文を含む）となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となります。

- ・発注方法

新規注文 (IF) を指値注文または逆指値注文とした場合、新規注文 (IF) はレートまたは提示レートとのレート差、レート、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定し、決済注文 (DONE) を指値注文または逆指値注文とした場合、レートまたは新規注文 (IF) の約定価格との pip 差（決済 pip 差）を指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。新規注文 (IF) を成行注文とした場合、新規注文 (IF) はレートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定し、決済注文 (DONE) を指値注文または逆指値注文とした場合、レートを指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。また、決済注文で指定できるレートは、新規注文で指定したレートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回るまたは下回るレートとなります。

- ・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合または 23 に定める注文期限の到来により失効となった場合、決済注文は自動的に失効となります。

(10) OCO (オーシーオー) 注文

- ・特徴

2つの異なる注文を同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効させたい場合に使用する注文です。

新規注文の場合、「買いの指値注文と売りの指値注文」「買いの逆指値注文と売りの逆指値注文」「買いの指値注文と買いの逆指値注文」「売りの指値注文と売りの逆指値注文」の組み合わせから選ぶことができます。

決済注文の場合、「買いの指値注文と買いの逆指値注文（トレール注文を含む）」「売りの指値注文と売りの逆指値注文（トレール注文を含む）」の組み合わせから選ぶことができます。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、指値注文と逆指値注文の組み合わせでは決済対象を選んで、レート、提示レートまたは約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。また、逆指値注文ではなく、トレール注文とした場合、トレール幅を指定します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・注文の執行

指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・スリッページ

指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・注文の失効

指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効となります。

(11) IF-OCO（イフオーシーオー）注文

- ・特徴

IF-DONE 注文と OCO 注文を組み合わせた注文で、1つの新規注文とそれに対応する2つの決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規 (IF) の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済 (OCO) の注文の種類は、指値注文、逆指値注文（トレール注文を含む）となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となり、決済 (OCO) 注文の一方が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効となります。

- ・発注方法

新規注文 (IF) を指値注文または逆指値注文とした場合、新規注文 (IF) はレートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定し、決済注文 (OCO) を指値注文と逆指値注文とした場合、レートまたは新規注文 (IF) の約定価格との pip 差（決済 pip 差）を指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。新規注文 (IF) を成行注文とした場合、新規注文 (IF) はレートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定し、決済注文 (OCO) を指値注文と逆指値注文とした場合、レートを指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。また、決済注文で指定できるレートは、新規注文で指定したレートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回るまたは下回るレートとなります。

- ・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレー注文をご参照ください。

・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレー注文をご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合または 23 に定める注文期限の到来により失効となった場合、決済注文は失効となります。また、決済 (OCO) 注文のうち、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効となります。

(12) ワンクリック注文

ワンクリック注文とは、レートパネルやレート一覧の **BID** または **ASK** をクリックするだけで成行注文を発注することができる機能のことです。初期設定では通常注文（注文画面にて注文方法を選択し、確認画面で選択した条件を最終確認した後、発注する。）となっているため、ワンクリック注文を使用する場合、通常注文から設定を変更する必要があります。レートパネルまたはレート一覧、もしくはその両方でワンクリック注文を選択することができます。ワンクリック注文を選択した場合、**BID** または **ASK** をクリックすると確認画面なしで注文が発注されるため、誤発注の危険が高まります。**BID** または **ASK** をクリックする前に、必ずレートパネルまたはレート一覧の表示をご確認ください。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文をご参照ください。

(13) ワンクリック決済

ワンクリック決済とは、ポジション一覧またはポジション集計の「即決済」ボタンをクリックするだけで決済の成行注文が発注される機能のことで、初期設定では、無効となっています。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文をご参照ください。

(14) ワンクリックドテン注文

ワンクリックドテン注文とは、ポジション一覧の「ドテン」ボタンをクリックするだけで保有ポジションの決済の成行注文と反対方向の同数量の新規の成行注文を発注する機能で、初期設定では無効となっています。ワンクリックドテン注文を利用して発注した場合であっても、相場環境等によっては、決済約定価格と新規約定価格が同一の価格とならない場合や保有ポジションのみ決済され、新規注文が不成立となり、ドテン注文とならない場合があります。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文をご参照ください。

(15) 決済 pip 差注文

決済 pip 差注文とは、新規注文と同時に発注できる決済注文のひとつで、あらかじめ指定しておいた pip 差を新規注文と同時に設定して発注します。新規注文の約定価格から指定した pip 差分のレートが決済指値または決済逆指値（トレール注文を含む）の指定レートとなります。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。

(16) トリガー注文

トリガー注文とは、トリガー価格を指定して発注する指値注文、逆指値注文、トレール注文のことです。トリガー価格を指定した場合、提示レートがトリガー価格に達した時点で指値注文、逆指値注文、トレール注文が有効となります。

19. 条件指定全決済

条件指定全決済には、次の (1) 金額指定全決済と (2) 時間指定全決済があります。

(1) 金額指定全決済

・特徴

金額指定全決済とは、取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注される機能のことで、(2) 時間指定全決済を設定した状態であっても金額指定全決済を設定することができます。

・設定方法

取引口座全体の評価損益または有効証拠金のどちらかを選び、上限の額または下限の額もしくはその両方の額を指定して、設定します。また、発注済みの新規注文がある場合、金額指定全決済が実行時に発注済みの新規注文を取り消すこと、または取り消さないことを選択できます。なお、初期設定では金額指定全決済の機能は無効となっています。

・執行

実際の取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注されます。成行注文の詳細については、18. 注文の種類(1) 成行注文をご参照ください。新規注文および決済注文の約定によって取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に達した場合であっても、金額指定全決済は執行しますので、金額指定全決済を設定した状態で発注される場合は必ず事前に指定した金額と取引口座全体の評価損益または有効証拠金の額をご確認ください。

・解除

金額指定全決済が解除される条件は、次のとおりです。なお、手動によって全決済された場合は解除されません。

①金額指定全決済が執行された場合

②ロスカットが執行された場合

③金額指定全決済と時間指定全決済を設定している状態で、時間指定全決済が執行された場合

④有効証拠金を選んで金額指定全決済を設定している状態で、入金または出金が成立した場合

(2) 時間指定全決済

・特徴

時間指定全決済とは、指定した時間に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注される機能のことで、(1) 金額指定全決済を設定した状態であっても時間指定全決済を設定することができます。

・設定方法

日付、時間を指定して、設定しますが、別表 2 に定める時間を指定することはできません。また、発注済みの新規注文がある場合、時間指定全決済が執行時に発注済みの新規注文を取り消すこと、または取り消さないことを選択できます。なお、初期設定では時間指定全決済の機能は無効となっています。

・執行

指定した時間に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注されます。成行注文の詳細については、18. 注文の種類(1) 成行注文をご参照ください。

・解除

時間指定全決済が解除される条件は、次のとおりです。なお、手動で全決済された場合には、解除されません。

①時間指定全決済が執行された場合

②ロスカットが執行された場合

③時間指定全決済と金額指定全決済を設定している状態で、金額指定全決済が執行された場合

20. ポジションロック機能

ポジションロックとは、保有ポジションについて意図しない決済を防止する機能のことをいいます。ポジションロックを有効とした場合、次の場合を除き、当該ポジションは決済されません。

・ロスカット

・当該ポジションを指定して、成行またはストリーミング以外の決済注文を発注し、指定したレートや時間に到達した場合

なお、ポジションロックを有効としたポジションのみを保有し、両建なしの設定で当該ポジションの反対方向の注文を発注した場合、決済とはならず、両建となります。決済したい場合、ポジションロックを無効とし、両建なしの設定となっていることを確認の上、決済注文を発注してください。

21. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の 4 種類から選ぶことができます。

①約定日時の古い順 (FIFO)

②約定日時の新しい順 (LIFO)

③評価損益の少ない順 (損失の大きい順)

④評価損益の多い順 (損失の小さい順)

さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、決済順序の変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。初期設定は約定日時の古い順 (FIFO) での決済となります。また、予めポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場

合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。

22. 注文の優先度

前項に定める注文の種類のうち、最も優先される注文は、成行注文となります。ただし、逆指値注文も注文の執行時においては成行注文であるため、成行注文と同様に優先される注文となります。

23. 注文期限

注文の期限は、GTC（無期限）、当日中、100日以内の指定した期日までのいずれかを設定することができ、お客様が取消または変更されない限り、設定した期限が有効となります。

24. 注文の取消・変更

お客様の注文が未約定の場合、取消・変更を行うことができます。なお、変更を行う場合、変更しようとする注文の取消を行った後、新たに注文をしてください。ただし、指定したレートまたは数量の変更の場合、注文を取消せずに変更することが可能です。

25. 両建

両建とは、売りポジション（買いポジション）を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション（売りポジション）を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生するスワップの差によるコスト、売りレートと買いレートの差（スプレッド）によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「MATRIX TRADER」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のままで未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先され、21. 決済順序を設定していない場合、約定日時の古い順に決済され、21. 決済順序を設定している場合、設定した順序で決済されます。

26. 取引手数料

取引手数料は無料です。なお、取引手数料は、予告なく変更する場合があります。

27. 完全前受制度

当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

28. 証拠金・損益

MATRIX TRADER における各証拠金及び損益については、以下のように定義します。

- (1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- (2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- (3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4) 「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当するものをいいます。
- (5) 「評価損益」とは、ポジション損益に未実現スワップを加減算したものをいいます。
- (6) 「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。

29. 預託証拠金等の入金

当社への入金は当社の指定口座への振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、お名前とログイン ID を必ずご記入ください。お名前、ログイン ID の記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

30. 預託証拠金等の出金

すべての取引に関する当社とお客様との金銭の受払いについては、すべて預託証拠金勘定において処理します。

お客様の取引口座の有効証拠金が必要証拠金を超えている場合、お客様は預託証拠金の範囲内で超過分の全部または一部の返還を受けることができます。当社は、お客様から請求があった日から起算して原則 4 営業日以内に、登録されている金融機関へ振込みいたします。ただし、通信等の諸事情により遅延する場合があります。

31. 有効証拠金

有効証拠金とは、預託証拠金に未決済ポジションにより生じる評価損益を加減算したもので、ポジションを保有していない場合、預託証拠金と有効証拠金は同じ金額となります。

32. 必要証拠金

1Lot あたりの必要証拠金は、通貨ペア別に以下のいずれかの方法により、算出します。詳細は別表 1 をご確認ください。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。

- ①金曜日から翌木曜日までの終値のうち最も高いレートの想定元本に 4% を乗じた金額（100 円未満切り上げ）を翌々月曜日から金曜日の必要証拠金とする変動制
- ②金曜日から翌木曜日までの終値のうち最も高いレートの想定元本に 8% を乗じた金額（100 円未満切り捨て）を翌々月曜日から金曜日までの必要証拠金とする変動制

33. ポジション損益

ポジション損益とは、未決済ポジションの時価評価額のことをいいます。買いポジションの場合、売りサイドの BID レート、売りポジションの場合、買いサイドの ASK レートを用いて計算します。

34. 新規注文余力

新規注文余力は有効証拠金から必要証拠金及び出金依頼額を差し引いた金額です。新規注文余力の限度額までポジションを保有された場合や出金をされた場合は、有効証拠金が必要証拠金を下回り、ロスカットとなります。なお、すでに同一通貨ペアのポジションを保有している状態で両建となる注文を発注する場合の必要証拠金は、発注する注文を加味した売りポジションと買いポジションの数量の多い方の額となるため、発注する注文が、数量の少ない方に属する場合は、必要証拠金は不要となりますが、多い方に属する場合、多い方と少ない方の数量差分の必要証拠金が必要となります。ただし、OCO 注文で買いと売りを発注する場合、発注する数量分の必要証拠金が必要となります。

35. 外貨による預託証拠金等の取扱い

「MATRIX TRADER」は外貨による預託証拠金等の預託を受付けいたしません。日本円のみを受付けとなります。

36. ロスカット

ロスカットとは、有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、損失の拡大を防ぐために、当社所定の方法により、お客様の計算において強制的にお客様のポジションの全部を反対売買により決済することができるルールをいいます。有効証拠金が必要証拠金を下回っているかどうかの計算は、数秒（1～10 秒程度）ごとに行います。決済順序は、原則として、約定日時の古い順（FIFO）となりますが、市場の状況によっては、決済約定の順序が前後することがあります。また、ロスカットが執行された時点でレート配信がない通貨ペアについては、レート配信が再開した時点の市場レートで成行決済となります。なお、ロスカットによってお客様の取引口座に不足金が発生した場合、お客様は不足金発生日の 2 営業日後の 15 時までには当該不足金額を当社指定口座に差入れていただく必要があります。有効証拠金の全額を必要証拠金として使われた場合、システムの設計上、ロスカットのアナウンスは表示されず、注文が約定し、直後にロスカットとなります。なお、マージンコールはありません。

37. バッドティック（異常値）での約定の取扱い

バッドティックとは、何らかの原因により実際の市場レートから乖離したレートが提示されることをいいます。当社のお客様への提示レートは 15. 記載のとおりに提示しておりますが、カバー先のレート誤配信等が原因で、市場レートと乖離した誤ったレートが提示レート（以下、市場レートと乖離した異常な提示レートを「バッドティックレート」といいます。）として配信されたことによりお客様の注文がバッドティックレートで約定し、本来は発生する必要のない利益または損失が発生することがあります。このようなバッドティックレートでの約定について

ては、約定を取消すか本来約定すべきであったレートに約定レートを訂正させていただきます。約定の取消または約定レートの訂正を行った結果、本来得られるはずではなかった利益が発生していた場合は利益の返還をさせていただくことになり、本来発生するはずではなかった損失が発生していた場合は損失を返還させていただくこととなります。

なお、お客様への提示レートがバッドティックレートであったかどうかは当社またはカバー先の判断において決定し、バッドティックレートであったと判断した場合は、該当するお客様に対し電話、電子メール等で速やかに連絡いたします。

38. 不足金

ポジションの決済による決済損失が有効証拠金を上回り、不足金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までにご入金していただく必要があります。お客様から履行期までに当該不足金のご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

39. 決済期限

決済の期限は、原則として無期限となっており、お客様がポジションを決済しない限り、日々ロールオーバーされ、自動的に決済日が翌営業日以降に繰り延べられます。

40. 税金

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップ）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

41. 店頭外国為替証拠金取引のリスク

店頭外国為替証拠金取引は高いリスクを伴う取引です。契約締結前交付書面をお読みになり、リスクをご理解の上、自己責任において取引を行ってください。

42. 取引説明書

本取引説明書は、予告なく変更する場合があります。

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・ASK（アスク）

金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで買い付けることができます。

・売りポジション（うりポジション）

売付取引のうち、決済していないものをいいます。

・外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と想定元本よりも少額の資金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。

・買いポジション（かいポジション）

買付取引のうち、決済していないものをいいます。

・買戻し（かいもどし）

売りポジションを決済する（売りポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・カバー取引（カバーとりひき）
金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の為替レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ、店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引若しくは外国為替証拠金取引をいいます。
- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）
レートを指定する注文方法をいいます。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。（指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。）
- ・ストップロス
為替レートが、未決済ポジションに対して不利なほうへ変動した場合、損失を一定レベルに抑える注文のことをいいます。また、「損切り」ともいい、決済の逆指値注文と同じです。
- ・スリッページ
発注時に表示されている現在レートまたは指定したレートと実際に約定したレートの差のことをいいます。
- ・スワップ
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより、自動的に決済日が翌営業日に繰り延べられた場合、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップといいます。
- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・転売（てんばい）
買いポジションを決済する（買いポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）
レートを指定しない注文方法をいいます。流動性が低くなっている場合、数量により約定しないこともあります。
- ・発注証拠金（はっちゅうしょうこきん）
未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- ・BID（ビッド）
金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで売り付けることができます。
- ・必要証拠金（ひつようしょうこきん）
ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- ・評価損益（ひょうかさんえき）
ポジション損益に未実現スワップを加減算したものをいいます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- ・ポジション損益（ポジションそんえき）
未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- ・有効証拠金（ゆうこうしょうきん）
預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- ・預託証拠金（よたくしょうきん）
お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- ・両建（りょうだて）
同じ通貨ペアの売りポジションと買いポジションを持つことをいいます。
- ・ロスカット
お客様の評価損益が所定の水準を下回った場合、リスク管理のため、お客様のポジションを反対売買することにより、強制的に決済することをいいます。
- ・ロールオーバー
自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

別表 1

必要証拠金一覧表（MATRIX TRADER 個人のお客様用）

通貨ペア	1Lotあたりの 通貨数量	1回あたりの 最大注文可能数量※1	通貨ペア別の 保有上限数量	1Lotあたりの 必要証拠金※2	呼び値の 最小変動単位	指値・逆指値指定 不可の範囲※3
【A】						
AUD/CHF	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
AUD/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.001	0.050
AUD/NZD	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
AUD/USD	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
【C】						
CAD/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.001	0.050
CHF/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.001	0.050
【E】						
EUR/AUD	1,000 通貨	2,000Lot	20,000Lot	①	0.00001	0.00050
EUR/CHF	1,000 通貨	2,000Lot	20,000Lot	①	0.00001	0.00050
EUR/GBP	1,000 通貨	3,000Lot	30,000Lot	①	0.00001	0.00050
EUR/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	30,000Lot	①	0.001	0.050
EUR/USD	1,000 通貨	3,000Lot	30,000Lot	①	0.00001	0.00050
【G】						
GBP/AUD	1,000 通貨	1,500Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
GBP/CHF	1,000 通貨	1,500Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
GBP/JPY	1,000 通貨	2,000Lot	30,000Lot	①	0.001	0.050
GBP/USD	1,000 通貨	2,000Lot	30,000Lot	①	0.00001	0.00050
【N】						
NOK/JPY	10,000 通貨	1,500Lot	15,000Lot	①	0.001	0.005
NZD/CHF	1,000 通貨	2,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
NZD/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.001	0.050
NZD/USD	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050

【S】							
SEK/JPY	10,000 通貨	1,500Lot	15,000Lot	①	0.001	0.005	

【U】							
USD/CAD	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050	
USD/CHF	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050	
USD/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	30,000Lot	①	0.001	0.050	

【Z】							
ZAR/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	30,000Lot	②	0.001	0.005	

通貨ペア	1Lot あたりの通貨数量	1 回あたりの最大注文可能数量※1	通貨ペア別の保有上限数量	1Lot あたりの必要証拠金※2	呼び値の最小変動単位	指値・逆指値指定不可の範囲※3
------	---------------	-------------------	--------------	------------------	------------	-----------------

- 1 口座あたりのポジション上限数量は、通貨ペア、1 回の取引数量にかかわらず、1,300 ポジションとなります。
- ※1 最大注文可能数量は、相場の状況により変動する場合がありますので、ログイン後の取引条件一覧をご確認ください。最大注文可能数量以上の注文を発注される場合は、分割して行ってください。
- ※2 ①＝レート×1Lot あたりの通貨数量×4%の金額(100 円未満切り上げ)
②＝レート×1Lot あたりの通貨数量×8%の金額(100 円未満切り捨て)
- ※3 の項目の数値は、流動性等により記載されているものより小さくなる場合があります。

以下、※2 の算出方法の具体例です。

(例 1) USDJPY-①の場合

曜日	算出期間							-			適用期間				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	92.640	-	-	91.690	91.450	91.280	91.340 (※)	-	-	-	←	→			

算出期間中の終値のうち最も高いレートは金曜日の 92.640 円。92.640 円×1,000 通貨×4%=3,705.6 円
100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、3,800 円となります。

(例 2) GBPJPY-①の場合

曜日	算出期間							-			適用期間				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	139.730	-	-	138.930	139.470	139.330	140.750	-	-	-	←	→			

算出期間中の終値のうち最も高いレートは木曜日の 140.750 円。140.750 円×1,000 通貨×4%=5,630 円
100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、5,700 円となります。

(例 3) GBPUSD-①の場合

曜日	算出期間							-			適用期間				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	1.49660	-	-	1.49230	1.49690	1.49770	1.51240	-	-	-	←	→			

算出期間中の終値のうち最も高いレートが木曜日の 1.51240 ドル。1.51240 ドル×1,000 通貨×4%=60.496 ドル
60.496 ドルを円換算するため、同日(木曜日)の USDJPY の終値【(例 1) 木曜日の終値 91.340(※)円】で計算。
60.496 ドル×91.340 円=5,525.71 円
100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、5,600 円となります。

(例 4) ZARJPY-②の場合

曜日	算出期間							-			適用期間				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	6.956	-	-	6.938	6.988	6.958	7.073	-	-	-	←	→			

算出期間中の終値のうち最も高いレートが木曜日の 7.073 円。7.073 円×1,000 通貨×8%=565.84 円
100 円未満を切捨てて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、500 円となります。

別表 2

指定不可時間一覧

米国東部標準時間採用時および米国東部夏時間採用時共通

通貨ペア	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
AUD/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
AUD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59

AUD/NZD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
AUD/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
CAD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
CHF/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/AUD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/GBP	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/AUD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NOK/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NZD/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NZD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NZD/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
SEK/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
USD/CAD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
USD/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
USD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
ZAR/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59

平成 29 年 4 月 3 日現在